

第2回 みなみだいら保育園民営化連絡協議会

令和8年6月22日（月）

みなみだいら保育園

午後4時30分～5時00分

次 第

1. 第1回民営化連絡協議会での決定事項の再確認
2. みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）について
3. みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）について
4. 審査基準表（案）について
5. 今後のみなみだいら保育園民営化連絡協議会について
6. その他

【資料】

- ① みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）
- ② みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）
- ③ 審査基準表（案）

みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）

令和8年●月

日野市子ども部保育課

1. 公募の趣旨

日野市では待機児童解消を図るため、平成13年度より継続して保育所の開設や定員拡大に取り組んできました。その結果、待機児童は一定程度の解消に至るも、子育て支援策は、保育所を利用している家庭だけでなく、幼稚園を利用している家庭、在宅で子育てをしている家庭、特別な配慮が必要な家庭など、全ての子育て家庭への幅広い支援内容が求められています。

日野市は、今後も保育・子育て施策を推進・充実していくため、日野市全体の保育が将来にわたり安定的に継続的に保育サービスを提供していくことができるよう、公立保育園の民営化に取り組み、民営化により生まれる貴重な財源を活用し、多様化する保育ニーズに引き続き対応してまいります。

民営化を実施する保育所に在園している児童・保護者にとって、民営化は非常に大きな環境の変化であり、不安や負担が生じることになります。人間形成の基礎を築く極めて重要な乳幼児期に、健やかな成長や発達に影響を及ぼすことは絶対に避けなければなりません。保護者への精神的負担や経済的負担により、安心して安定した家庭生活に影響する事もあってはなりません。

本公募では、保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視し、保護者に寄り添い、保護者・市と一体となって民営化に取り組むことの出来る事業者を公募します。本公募要領及び「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」に記載された事項は最低限の守るべき事項です。民営化にあたっては保護者・事業者と、さらに具体的な実施方法を話し合いながら、進めていきます。本公募を行い、令和11年4月1日より、民間事業者による運営を開始します。

2. 公募対象地

- (1) 所在地 日野市平山四丁目20番地の1 都営日野平山アパート6号棟跡地
- (2) 土地 面積：約2,000㎡
所有者：東京都
- (3) 地 目 宅地
- (4) 用途地域等 第1種中高層住居専用地域
建ぺい率60%、容積率200%
準防火地域
第2種高度地区
- (5) その他 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）及び3m未満の浸水想定区域内
避難確保計画の作成及び訓練が義務となる地域

3. 保育所の概要

- (1) 定 員 130名程度とし、定員内訳については調整中である。
- (2) 開設期日 令和11年4月1日
- (3) 開 所 日 月曜日から土曜日〔休日、年末年始（12月29日～1月3日）〕を除く

(4) 開所時間 午前7時 から 午後6時 まで

(5) 延長時間 1 時間以上

4. 用地・園舎等について

①土地の使用は賃貸借とする。土地の使用条件、賃貸借期間、賃料、契約開始時期、契約主体、更新、解除、原状回復その他必要な事項については、市、東京都及び事業者の協議により決定する。

②現園舎は都が解体撤去を行い、新園舎については運営事業者の負担で建設するものとする。市は事業者が負担した建設費に対して予算の範囲内で以下の補助を行う。

・就学前教育・保育施設整備交付金に基づく助成

※制度変更により、補助内容に変更が生じることがある。

③新園舎の設備に関しては、現在の保育水準が確保できることを条件とする。新園舎建設既存完了までの期間は現園舎での保育を行う。

④敷地内の樹木については保存を原則とする。施設整備にあたり、伐採・移設等が必要な場合は、都と協議をする。

⑤新園舎建設にあたっては、周辺住民への配慮に努めるとともに、駐車場、駐輪場の確保に努め、送迎の利便性についても考慮をするものとする。

(現在、送迎用駐車場として、近隣の月極駐車場を4台契約しています。必要な場合は引き続き契約可能です。)

⑥新園舎の整備にあたっては、児童が日常的に安全かつ十分に戸外活動を行うことができるよう、法令等に定める基準を満たすことはもとより、現在の保育水準を踏まえた十分な広さの園庭を敷地内に確保するものとする。

なお、園庭の面積、配置、遊具・植栽等との関係、園舎からの動線、安全管理の考え方については、提案書等において具体的に示すこと。

5. 事業者の応募資格

次の条件をすべて満たす法人であることとします。

①社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。

②東京都内で、児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所（以下「保育所」という。）を5年以上安定的に運営しており、今後もその保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信用を有している法人であること。

③保育所を新たに運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

④直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっていないこと。

⑤児童福祉法第35条第5項第4号の基準に該当しないこと。

⑥運営主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。

ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、

指摘を受けていない場合と同様の取扱いとする。

- ⑦地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触しない者）
- ⑧破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていないこと、又は受けようとしていないこと
- ⑨応募者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものに該当しないこと。

6. 運営等の条件について

保育所運営等について、以下の条件を設定します。

(1) 運営全般

- ①保育所の運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。
- ②「日野市特定保育所運営費支弁要綱」等の市が規定する運営費等により運営すること。
- ③市が行う利用調整による乳幼児（障害児を含む）の受け入れを行うこと。
- ④給食は職員による自園調理方式とし、アレルギー対応を行うこと。
- ⑤第三者評価制度を定期的に受審し活用すること。
- ⑥苦情対応への体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。保育所の管理運営に利用者の意見を反映する仕組みをつくること。
- ⑦面積基準について「日野市特定保育所運営費支弁要綱」の基準を満たすこと。
- ⑧看護師、栄養士を配置すること。（ただし、同一法人が運営する認可保育所の看護師、栄養士が、保護者等からの相談対応等も含む業務を確実に実施できる体制を整えれば、兼務でも可。）
- ⑨民営化にあたって、「みなみだいら保育園の民営化について(ガイドライン)」を遵守し、子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。
- ⑩医療的ケア児の受入・支援を行うための施設・体制整備を行うこと。
- ⑪一般型乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行うこと。
- ⑫民営化後の運営は認可保育所とするが、その後、市の課題を踏まえた受入れの在り方などは市と協議を行うこと。
- ⑬市の保育行政と連携・協力すること。
- ⑭保護者が組織した保護者会等の運営に協力すること。
- ⑮ののほな保育園の卒園児（2歳児）が進級できるよう施設・体制整備を行うこと。

(2) 職員配置

- ①職員配置について、「日野市特定保育所運営費支弁要綱」の基準を満たすこと。また、職員配置は経験・年齢のバランスに留意すること。
- ②園長は常勤・専任とし、原則として、保育所で概ね 15 年以上の勤務年数を有し、児童福祉事業の理論と実践についての知識と経験を有し、かつ管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。
- ③主任保育士は常勤・専任とし、原則として、保育所で概ね 10 年以上の勤務年数を有し、保育を行う責任者として保育に関する知識を持ち、保育士を指導する資質・能力と経験を有する者とする。
- ④担任をもつ保育士は、原則として、常勤とし、保育所で概ね 5 年以上の勤務年数を有する者を 1/3 以上、配置すること。
- ⑤研修計画に基づき人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確保すること。
- ⑥みなみだいら保育園に勤務する会計年度任用職員が引き続き雇用を希望する場合は、可

能な限り配慮すること。

⑦職員の配置については、職員と園児の関係や子どもへの影響を考え、原則として、以下のとおりの扱いとすること。

- ・保育士の人事異動は、単年度（1年での異動や年度途中での異動など）で行わないよう配慮すること。
- ・クラス担任の変更を年度途中に行わないこと。
- ・運営開始後3年は園長の交代は行わないこと。
- ・運営開始後2年間は保育士の交代は行わないこと。
- ・充実保育士を2名以上配置すること。
- ・民営化前と同様に介助員を配置すること。
- ・上記のほか、民営化後1年間は1名を追加で配置すること。

（3）保育内容

- ①民営化前の保育内容や保育事業等を尊重すること。年間行事に大幅な変更が生じるときは、保護者と協議の上で変更すること。
- ②「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ③延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。

（4）引継ぎ

- ①子ども達への負担、影響を最小限にし、子ども達や保護者と事業者の信頼関係を構築するために、事業者決定後、速やかに引継ぎの調整に入ること。
- ②民営化の1年前から、みなみだいら保育園に施設長予定者及び、各クラスに民営化後の担任予定者を配置し、引継ぎを開始すること。また、必要に応じて調理員についても、引継ぎのために勤務に入ること。なお、引継ぎに関する経費については、原則、事業者の負担とします。
- ③民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。
- ④三者協議会を通じて、保護者の意見を傾聴し、引継ぎ計画に反映し、不安の解消に努めること。
- ⑤民営化後の子ども達の様子や園の運営状況を確認するため、市の調査や聞き取りに応じ、それに伴う指導等に従うこと。

（5）三者協議会

- ①保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うため、保護者・市・事業者で構成する三者協議会に出席し、積極的に協力すること。また、三者協議会での決定事項を遵守すること。
- ②三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子ども達への負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。
- ③三者協議会は民営化実施後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望に基づき開催すること。

7. 現状と民営化後の比較について

民営化に伴い、現状と民営化後の運営等の条件は以下の通りとする。

項目		現状	民営化後
保育	実施責任	日野市	同左
運営	組織	日野市	社会福祉法人
	運営方法	日野市が運営	社会福祉法人が自ら管理運営
施設	園名	みなみだいら保育園	協議のうえ決定
	土地	東京都	賃貸借契約(市一事業者)
	建物	現園舎は解体撤去	社会福祉法人により新築
定員	定員	110名	130名
開園時間等	基本開園時間	7:00~18:00	現状を下回らない範囲で市と協議の上、決定
	延長保育時間	18:00~19:00	
	休園日	日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)	
行事	保育行事	年間計画に基づく	原則引継ぎ実施
給食	給食	完全給食	同左
	調理	自園調理	同左
	献立	統一献立(市)	法人で作成
	アレルギー対応	各種アレルギー-特別食対応	市に準ずる
費用徴収	保育料 (0~2歳児住民税課税世帯)	市が決定 市に納付	同左
	延長保育料	2,500円/月 700円/日	法人の規定による ※三者協議により決定
	副食費 (3~5歳児)	4,500円 市で徴収	公定価格以下 園で徴収
	教材費	なし	なし
	寄付など	なし	なし
安全管理	損害保険	日本水産-ツ振興センター加入	同左
	賠償責任保険	加入	加入(保険会社は任意)
	各種管理マニュアル	作成	同左
職員	保育士配置	市基準	同左

8. 事業者の選定方法等

本公募への参加を希望する場合は応募資格を確認し、確認の結果、応募資格を有すると認められた応募者は、応募書類を作成し提出する。

事業者の審査は、応募書類にかかるプレゼンテーションを実施し、市が定める「みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会（以下、「委員会」という。）」において、（１）に定める審査要領に基づき評価し、最高得点者を最優秀提案者として選定する。

ただし、参加者多数の場合は、一次審査として応募書類の内容のみによる審査を行い、プレゼンテーション等を実施する参加者を上位３者以内に限定する。なお、参加者全員に一次審査結果を電子メールにて本市から送付する。

（１）審査方法

本公募における応募提案は、「みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（以下、「審査要領」という）に基づき、最優秀提案者を選定する。

（２）審査基準

選定にあたっては審査要領により審査する。

（３）留意事項

- ① 応募書類の提出者が１者の場合でも、審査する。
- ② 最高得点を取得した参加者が複数いる場合は、委員会の総合的な審査により選定する。
- ③ 委員会委員の評定合計点が満点に対して６０％に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。
- ④ 提出された応募書類を審査した結果、いずれの提案も本公募要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

9. 参加表明書の提出

本公募への参加を希望する場合は、応募資格要件を確認し、次のとおり作成し、提出する。

（１）提出日時：令和８年１０月下旬提出期限（予定）

（２）提出先：日野市子ども部保育課

（３）提出書類：提出書類一覧（別紙）に定める書類一式

（４）提出方法：窓口又は郵送により、提出する。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、提出日時内に必着とする。

※封筒表面に「保育課みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考担当宛」と明記する。

（５）応募資格要件の確認結果：提出書類により応募資格の確認を行い、令和８年●月●日（●）までに応募資格確認結果を電子メールにて本市から送付する。

（６）その他：参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（第●号様式）を提出する。

10. 応募書類の提出

応募資格要件の確認の結果、応募資格を有すると認められた参加者は、次のとおり応募書類は、次のとおり作成し提出する。

(1) 提出日時：令和9年1月下旬提出期限（予定）

(2) 提出先：日野市こども部保育課

(3) 提出部数：正本1部、副本8部

(4) 提出書類：応募書類一覧（別紙）に定める書類一式

(5) 提出方法：窓口への持参又は郵送による

※郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、提出日時内に必着とする。

※封筒表面に「保育課みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考担当宛」と明記する。

※提出書類等の確認を行うので、事前に電話連絡を入れた上で来庁する。

(6) 作成要領

① 応募書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ 11 ポイント以上とする。

② 「提出書類チェックリスト」（様式●号様式）に必要事項を記入の上で、先頭ページに綴じる。

③ 応募書類一覧の順番で製本し、書類番号（No.）毎にインデックスを付したうえ、書類番号（No.）を記入し、簡易なA4ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「タイトル・正本と副本の別」を記入する。タイトルは「みなみだいら保育園民営化事業者公募に関する応募書類一式」とし提出する。

なお、副本については、応募者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保する。

(7) 留意事項

① 提出する書類の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現にまとめる。

② 応募者は、提出する書類一式の写しを保存し、応募書類の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものと見なす。

③ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできない。

ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

④ 応募書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しない。

⑤ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（第●号様式）を提出する。

⑥ 本公募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

⑦ 決定事業者に欠格事項があった場合または決定を辞退した場合は、改めて公募を実施する。その際、事業者に損害が発生した場合でも、市は賠償責任を負わないものとする。

⑧ 応募書類は、日野市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書となる。この場合、無償で申請書類等の全部又は一部を使用できるものとする。ただし、公開することで個人が識別される、法人等の正当な利益を害するおそれがあると市が判断する部分は公開しないが、それ以外の部分については原則、すべて公開対象とする。

⑨ 応募書類等の著作権は、各応募者に帰属する。

⑩ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

⑪ 追加書類提出等の依頼、関連施設の調査及び関係機関への照会を行うことがある。

- ⑫ 運営事業者として決定後、応募計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上、認める場合がある。
- ⑬ 本要領に記載のない事項は、応募者と市の双方が誠意をもって協議の上、決定する。

11. 質問及び回答

本公募要領に関する質問は、下記のQRコード（又はURL）により提出する。

→<https://logoform.jp/form/Z9UK/1511373>



- （１）提出期間：令和８年１２月上旬～中旬（予定）
- （２）回答方法：令和８年１２月下旬（予定）までに本市ホームページで質問及び回答のすべてをまとめたものを掲載する。その際、質問者の情報は一切掲載しない。
- なお、質問に対する回答は、公募要領等の追加又は修正と見なす。また、質問に対する回答への再質問は受け付けない。併せて、提出期間外の質問も受け付けない。

12. 現地視察及び説明会

（１）実施期間 等

- ① 日時：令和８年１１月下旬（予定）
- ② 場所：みなみだいら保育園

時間など現地視察の詳細については別途連絡する。

みなみだいら保育園及び建設予定地を視察後に、説明会をみなみだいら保育園の近くに
あります南平駅西交流センターで行います。

- （２）申込期限：令和８年１１月中旬（予定）
- （３）申込方法：現地視察及び説明会参加希望者は、下記のQRコード（又はURL）により、申込期限日までに申し込む。
- なお、申込状況により、参加人数を制限することがある。

→<https://logoform.jp/form/Z9UK/1511672>



- （４）視察者：１事業者２人以内とする。
- （５）留意事項
- ① 写真撮影は個人の撮影を除き可とするが、撮影した写真は当公募以外に使用しない。
- ② 本市職員の説明は、施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとし、また、本市職員の発言は、本業務の仕様を規定したり、許可したりするものではない。
- ③ 視察時は、市の指示に従う。
- ④ 現地視察及び説明会への参加の有無は、最優秀提案者の選定審査に一切影響しない。

13. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時及び場所（予定）

令和9年3月中旬土曜（予定）に開催予定 ※時間及び会場は、別途連絡する。

(2) 実施方法

企画提案書の説明は1事業者20分以内（準備及び撤去の時間を含まず）で説明し、その後、委員会による質疑（20分程度）を行う。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとする。

(3) 説明者

3人まで（理事者・施設長予定者・主任保育士等）とし、委託されたコンサルタント等の他事業者の出席は認めない。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保する。

(4) その他

- ① プレゼンテーションは公開とする。ただし、個人に関する情報又は公にすることにより財産上の利益又は地位を不当に害する恐れがある情報が含まれる場合は一部非公開とする。
- ② 委員会委員の事前公表は行わない。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効とするので十分に注意する。
- ③ プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。プロジェクター、ケーブル、スクリーン及び電源は本市で準備するが、パソコンは各自で準備する。なお、互換性等によりプロジェクターを持参しても構わない。

14. 選定結果通知・契約手続等

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果は、応募者全員に電子メールにて文書で送付し、市のホームページにおいて、最優秀提案者及び優秀提案者の参加者名のみを公表し、評価点等は公表しない。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受付けない。また、審査の経過に関する問合せには応じない。

(2) 選定結果の通知の予定時期

選定終了後速やかに通知します。（令和9年4月上旬（予定））

15. 応募資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本公募に参加できません。また、既に提出された応募書類は無効とする。

- (1) 「5 事業者の応募資格」に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (2) 応募書類の提出期限までに書類が提出されなかったとき。
- (3) 応募書類に不備があるとき（軽微な場合を除く）。
- (4) 応募書類の内容が法令違反等で著しく不適当なとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。

- (6) 市に提出した書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが判明したとき。
- (7) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (8) その他、本要領の内容に違反したとき。

16. スケジュール

あくまで目安ですので、公募や選考の期間は多少前後する可能性があります。

日 程		ス ケ ジ ュ ー ル
令和 8 年度	10 月上旬～下旬	公募要領配布・受付期間
	11 月下旬	みなみだいら保育園現場説明会
	12 月上旬～中旬	質問受付
	12 月下旬	市の質問回答期限
	1 月下旬	応募書類提出期限
	2 月中旬	1 次審査（書類審査）※3 者以上が応募の場合に実施
	2 月下旬	1 次審査結果通知
	3 月中旬	2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和 9 年度	4 月上旬	選考結果通知
	6 月中旬～	三者協議会開始
令和 10 年度	4 月～	合同保育・引継開始
令和 11 年度	4 月	開設

17. 問い合わせ先

日野市子ども部保育課 飯野、堀口、五百澤

住所 〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

電話 042-514-8972（直通）

MAIL : hoiku@city.hino.lg.jp

FAX 042-586-1855

みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）

本要領は、みなみだいら保育園民営化に係る事業者を選定するに当たり、応募書類等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

1 審査方法

- （１）事業者の選定は本要領に基づいて評価を行い、合計得点が最も高い参加者に決定する。
- （２）審査項目は、「２ 審査基準」により行う。
- （３）審査項目の合計点（１５０点満点）の結果をもって、みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）の審査により選定を行う。
なお、応募者が一者のみとなった場合でも、本要領に基づき、審査を行う。また、委員会委員の評定合計点が満点に対して６０％に満たない場合は、最優秀提案者として選定しないとして、再度募集を行うものとする。
- （４）最高得点を取得した参加者が複数いる場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

2 審査基準

提出された企画提案書等を踏まえ、別表の「審査基準表」に従い、評価項目ごとに専門的視点の意見交換を行い、総合的判断で審査を行う。

審査基準表(案)

項番	審査項目1	審査項目2	審査の視点	配点
1	法人・経営の安定性	法人の経営基盤・財務状況・保育所運営実績	安定した財務状況と十分な保育施設の運営実績があり、過去の監査指摘や事故等への改善状況をみても、長期にわたり安心して園運営を任せられるか。	5
2		法人本部の運営組織・支援体制	園だけに任せきりにせず、法人本部が人事・労務・会計・事故対応・苦情対応等を支援できる体制が整っているか。	5
3	職員体制・人材確保・育成	職員配置・採用計画	法令基準を満たすだけでなく、子どもの人数や支援ニーズに応じた職員配置となっているか。開園・移管時までに必要な職員（公募要領で定められた職員配置）を確保できる具体的な採用計画があるか。	5
4		施設長予定者・主任予定者の経験と姿勢	施設長予定者等が保育現場の経験、園運営の知識、職員をまとめる力、保護者に丁寧に向き合う姿勢を備えているか。	5
5	開園・移管準備	開園日・開園時間・延長保育等の設定	開園日、開園時間、延長保育等が保護者の利用実態や地域ニーズに合っており、無理なく実施できる体制があるか。	5
6		公立園からの引継ぎ・共同保育・移行支援	在園児が安心して過ごし続けられるよう、公立園の保育内容、行事、配慮事項、保護者との関係を丁寧に引き継ぐ計画があるか。共同保育や移管後のフォローも具体的か。	10
7	保育理念・保育内容	保育理念・保育方針・応募理由	子どもの最善の利益を中心に据えた保育理念があり、公立保育園が大切にしてきた保育や民営化（ガイドライン）の趣旨を理解した応募理由となっているか。	10
8		日々の保育内容・全体的な計画	保育所保育指針を踏まえ、年齢や発達に応じた一日の過ごし方、遊び、生活、行事、個別配慮が分かりやすく具体的に示されているか。	10
9	保護者・地域・行政との連携	地域との連携・交流、子育て支援	地域の子育て家庭、近隣住民、小学校、関係機関等とつながり、園が地域の子育て支援の場として役割を果たせるか。	5
10		保護者との連絡・連携・情報共有	子どもの様子や成長、けが・体調、行事、園運営について、保護者に分かりやすく丁寧に伝える仕組みがあるか。個別相談にも対応できるか。	10
11		苦情解決・意見反映の体制	保護者の意見や不安を受け止め、園内で共有し、改善につなげる仕組みがあるか。苦情受付窓口・第三者委員が設置があるか。	5
12	職員体制・人材確保・育成	職員研修・保育の質の向上	新人・中堅・主任・施設長など職層に応じた研修、虐待・不適切保育防止、保育の質向上のための独自の取り組みがあるか。	5
13		職員の処遇・定着・働きやすさ	職員が安心して長く働けるよう、給与、休暇、休憩、相談体制、メンタルヘルス、ハラスメント防止、離職防止策、職場環境の改善が示されているか。	5

項番	審査項目1	審査項目2	審査の視点	配点
14	給食・健康・安全管理	給食・調理・食育・アレルギー対応	安全でおいしい給食の提供、食育、衛生管理、アレルギー誤食防止、保護者との情報共有が具体的に示されているか。	5
15		健康管理・衛生管理・感染症対策	登園時や保育中の健康観察、感染症発生時の対応マニュアルがあるか、消毒・清掃、健診結果の活用など保育に反映する仕組みがあるか。	5
16		安全対策・危機管理体制	事故防止、防犯、防災、災害時対応、不審者対応、個人情報管理について、マニュアルがあるか、訓練・点検・改善の仕組みがあるか。	5
17	施設整備・事業計画・継続性	スケジュール、資金計画、事業の継続性	施設整備、職員採用、引継ぎ、認可手続等のスケジュールに無理がなく、資金計画や収支計画が現実的で、継続して安定運営できるか。	5
18		施設の整備計画・保育環境・周辺対策	保育室、園庭、調理室、トイレ、動線、送迎時の安全、駐車・駐輪、近隣対応、浸水等の災害リスク対策が、子どもと保護者の視点で具体的に考えられているか。	10
19	インクルーシブ保育・特別支援	特別な支援を要する子どもの保育	障害のある子ども、発達に配慮が必要な子ども、外国にルーツのある子ども、家庭支援が必要な子ども等を受け止め、必要な人員配置・環境整備・関係機関との連携を行える仕組みがあるか。	10
20		医療的ケア児の受入れ・支援体制	医療的ケア児を安全に受け入れるため、施設整備、看護師等の配置、主治医・保護者・市との連携、緊急時対応、職員研修が具体的に示されているか。	10
21		乳児等通園支援事業への対応	0歳児・1歳児の受入を積極的に行い、事業の趣旨を理解し、一時的な利用や相談支援などを安全かつ柔軟に実施できる体制があるか。	5
22	独自提案・特色ある取組	法人独自の取組・特色ある提案	子ども、保護者、職員、地域にとって効果が期待できる独自の取組があり、実現性と継続性があるか。単なる宣伝ではなく、保育の質の向上につながるか。	5
23	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・質疑応答	分かりやすく提案内容を説明し、質問に誠実かつ具体的に回答できるか。施設長予定者や法人の姿勢に信頼感があるか。	5
合計				150